



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第11回 会計 税務 問答集 - 交際費 -

前回もふれましたが、自動車産業中心に、大分、景気もよくなってきたようです。これに連動して交際費関連の照会等も多くなってきました。うらやましいのか可哀想なのかの議論(自分は接待したくもされたくもないので後者。.)はさておき、照会内容の大半は「損金算入限度額はどのように算定するのでしょうか」というものです。回答は以下の通りとなります。

①か②のいずれか大きい方が限度額:

① 払込資本金の 0.3%

② 総収入の 0.3%

大分前の原稿で商社やメーカーの大手は売上が膨らむので、これらの会社は、税務上、実質的にほぼ無制限の限度額を手にいれられると書きました。(それに引き換え、付加価値がもろに売上になるサービス業は悲惨です。(;;))

ただ、一つ待ってください。タイでは、限度額ばかりに気をとられていると、まだ、限度額内のはずなのに、なぜか損金不算入となっているということが起こります。それは、日本とは交際費とされる範囲が異なるからです。

(1) 会議費

日本には、税務上、会議費と言う概念があります。顧客や社内での会議等で昼食を出した場合の費用です。1人 3,000 円程度、ビール1-2 本までは OK という、きわめて日本的なあいまいなルールまであります。(〴〵 これらは交際費ではなく会議費として処理してよいということになっています。会議費として処理する場合には、限度額は無関係となり、損金算入となります。

翻って、タイではこのようなルールはありません。日本に倣って「meeting expense」なるものを科目設定している例もありますが、あまり、意味はありません。顧客の饗応目的なら交際費となります。社内の場合は、後述するような取り扱いとなります。来客に出すお茶や水等も説明の仕方によっては交際費になってしまいますので、あくまでも従業員が休憩時も飲むものという説明を貫いて福利厚生費で損金算入できるように徹底が必要です。

(2) 社内交際費

日本から非常勤の取締役が来て駐在員が接待した、従業員の慰労のために残業していたもので食事に行った等はよく聞く話です。ただ、多くの場合、いわゆる社内交際費は、タイでは交際費という枠外から出てしまいます。接待の対象が、**従業員以外に限定**されていて、社内交際費は、交際費として認められていないからです。従業員の場合には、理屈上は給与＝個人所得になってしまいます。このような個人所得問題を避けるため、最初から損金不算入(Add Back)としているケースも多いです。

「交際費」として処理するためには、できる限り社外の顧客等も誘って、社内だけの利用というのを避けた方がよいです。（文章で書けるのはここまで。誰がそこにいたのかはチェックしきれないのでかなりグレーな取り扱いが、実務上は存在します。とはいっても、まずはタイの規則を理解しておくことが重要です。）

(3) 領収書不備等

日本では、市販の領収書にゴム印でお店の名前を押した領収書、宛名は上様と書いた領収書も交際費として認められるようです。また、日本では支払者の住所が入っている交際費領収書を見たことはありません。さらに、場合によっては社内の支払証明書だけでも交際費として認められるケースがあるやに聞いています。

タイでは、必ず、発行者社名、住所の印刷した領収書に支払者（貴社）の社名、住所をきちんと書いてもらいましょう。そのため接待をするにあたって自分の名刺は必須です。会社によっては、領収書を依頼する目的で名刺を特別にパウチしているケースもあります。これらの要件を満たさないと、交際費の枠からはずれ、即、損金不算入となります。

交際費には損金算入の枠があり、最初から損金不算入となるよりはずっとよいと思います。限度額を教えた後、交際費の枠なんて少ししかないし、どうせ限度超過になるので、領収書無くても結果は一緒というような話をよく聞きます。しかし、いきなりこのような項目を損金不算入処理するというのは、日本で言えば「使途不明金」処理をするのに等しく、管理上も問題があると思います。また、多額にある場合、税務調査時の心証もよくありません。（管理いい加減＝もっと「トレル」という認識になります。）従って、できる限り、交際費としての条件を具備するよう努力をしましょう。

。。。Bookkeeperのつぶやき。。。



毎年のことですが、1年に1回、7月に千葉の実家に一時帰国します。（冬は寒いので帰りません。）今回は、以前、タイに駐在していた方々との会食も予定していて、大阪にも寄ってきます。日本のおいしい料理を食べながら、昔話や帰国後の日本での話が聞けると、実に楽しみです。一方で会食を予定している方は、当時なうてのヘビードランカーの方ばかり、、、(^~;; 日本に戻って、少しは終電の時間を気にするようになってくれているとうれしいのですが、（そんなはずはないか。。orz）



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成（総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成）、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料（関係会社向け連結パッケージ）の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 ^{こばやし かずまさ} 小林 一雅（日本国公認会計士）

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第12回 会計税務問答集 - 物品売上-

先日、ある日本の上場会社の創業社長に、弊社を訪問いただきました。先般の J-SOX の導入で相当堪えたらしく、さらに今度は IFRS 導入を控え懨然とした様子でした。株式を公開して以来、創業者利得も含めて一度も良いことはなかったとも述懐されていました。公開した会社は、公器としての性格を有し、投資家に対して責任を有するとはいえ、あまりに過大な上場維持コストは、企業の上場意欲を萎えさせ、証券市場の活力を奪うのではないかと、いろいろと考えてしまいました。

しかし、日本人は、とにかく物事をまじめに取り組みすぎるように思います。古来からの日本人の美德でもあるのですが、最近は全体がそのために気鬱の病にかかったようです。IFRS 関連で言えば、1 社あたり導入コストに何千万円、何億円とかかると言われています。いわく、IFRS 対応したシステムを導入して、効率的な経営を行いましょう云々等の宣伝文句もよくみかけます。IFRS は所詮は会計基準であり、単純に会社の得た利益を測定するための道具にすぎません。それを導入しても会社経営が効率的になるとはとても思えません。結局、IFRS を餌にシステムやコンサルティングを売り込もうという、システムベンダーや大手会計事務所の営業戦略なのでは等と考えてしまいます。これをまじめにとらえて、かかるコストのために気分を重くするのは、馬鹿馬鹿しいような気がしてなりません。監査上、適正意見が出ない云々と脅しが入るのでしょうが、システム化する以前に何か簡素な方策がないのかを考えたり、交渉したりする必要があります。

ところで、IFRS を導入する時に、何ゆえこんなにシステム対応等で資金を要するのか不思議に思ったことはありませんか。日本の会計基準は IFRS とコンバージェンスが進み同質性がかなり確保されているのに非常に奇妙です。ましてや、あまりシステム変更になじむ様な基準の相違はないように思います。

IFRS 関連のコンサルティングを受けられた方はご承知だと思いますが、もっともシステム対応でお金がかかるように思われるのは、自分の経験上、IFRS の以下の基準です。

物品の販売からの収益は、以下の条件すべてが達成されたときに認識しなければならない。

- (a) 物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を企業が買い手に移転したこと;
- (b) ...
- (c) ...

(IAS18 号 収益 パラグラフ 14)

日本では、特殊品等の販売を除き、多くは、「出荷基準」すなわち製商品を出荷した時点で売上計上をしてきました。ところが、IFRS では多くの場合、上記記載の条件によって「出荷基準」の採用が不可となると言われています。厳密にいうならば所有に伴う重要なリスクや経済価値が買い手に移転するのは、出荷だけでは不十分で、相手が受け入れ検品(検収)した時点とされるからです。自分の理解では、元来、「出荷基準」が採用されたのは、大量の商製品について、先方の受け入れまで確認していたのでは事務工数がかかりすぎる、出荷基準と受入基準とでそれほど大きな差はないということで、コストと便益とを比較考量して採用されたと思っていましたが、IFRS で言葉が抽象化され、原則論しか記載されなくなった途端にこの基準は採用不可と言われています。ちなみに基準には出荷基準が不可とは一言も書

いていません。これも実務上の配慮も一切なく、原則論しか記載しない IFRS の弊害といえるでしょう。会計監査する立場としては、この文言にひきづられるように、客先検収基準を採用しなければならないと指導するでしょうし、かつ、それは検証可能でなければならないと指導してくるものと思います。この結果、顧客に端末を置いて受領入力してもらう、運送会社の配送システムと連動させる必要があるという発想が生じ、巨額のシステム投資が必要だという論理となってしまうのです。これが経営の効率化とは全く無関係なことは明白です。

タイではどうでしょうか？ 一昨年くらいから財務諸表の収益認識基準の文言が変更となったことをご存知の方もいらっしゃると思います。いわく、物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を企業が買い手に移転した時に売上を認識する。で、実際に出荷基準から検収基準に変更した企業がどの程度あったのでしょうか？ 少なくとも弊社顧客(大手 Big4 が監査している企業もあります。)にはありません。配送範囲が1日圏内ということもあるとは思いますが、何も変更していません。大分過去にバンコクからチェンマイに配送する場合に見込み到達日基準に修正した事例を知っていますが、1件のみです。それも決算修正で理論値で対応。大騒ぎになった記憶もないので、恐らく文言のみ変更した企業が多かったのではないのでしょうか。監査人から、客先が、当日受領したという証拠を出せといわれて困ったという相談も、いまのところありません。

タイが緩すぎるのでしょうか？ Big4 が監査している企業も含んでいることも考えれば、個人的には、日本が、企業も監査人も、あまりにまじめすぎるのではないかと考えてしまいます。今般の金融危機でIFRSを適用することの意義が揺らいでいる昨今、今一度、文言を杓子定規に解釈するのではなく、趣旨や目的等に立ち返って、粘り強く関係者内で協議することも重要だと思います。

。。。Bookkeeperのつぶやき。。。



最近、比較的、勤務暦が長いスタッフが辞めていっています。採用が難しかったころ、大学の同級生つながりというコネに頼らざるを得なかったため、いわゆるお友達同士、一人辞めると芋づるで辞めて行きます。賃金引上げ等の個別対応はきりがなく、残念な思いで辞めるに任せています。スタッフが25人を超えた今、従前の家族のような雰囲気で会社経営をすることはできづらくなって、どうしても組織として運営せざるを得ない局面になっています。さらなる拡大を目指すのか、ちょうど曲がり角にきたように思います。。。個人的にはカンボジアもしくはラオスに支店でも出したいところですが、(爆)



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第14回 会計税務問答集 - リース-

最近では日本の会計実務もかわったせいか、あまりリースについて、単純な質問が来なくなりました。以前は「なんでリースしてるのに資産に計上しなくてはいけないのですか？」という照会が、かなりの頻度でありました。当時は「日本が特殊なんですよ」等と説明していましたが、随分と釈然としない顔をされました。今では皆さんもすでにご存知の通り、会計上、ファイナンスリースに該当するものは、リース資産とリース負債を計上しなければなりません。今後、IFRS ではオペレーティングリースについても資産と負債認識が求められるようです。基準の条件をあさって、ファイナンスリース逃れが横行したためとも言われています。今回の結論でもありますが、何事もルール逃れを目的にして極端なことをしてしまうとあとあと自分の首を絞めることになります。個人的にオペレーティングリースの会計処理の変更については、今の実務をみていると致し方ないという気がしています。

IFRS の件はさておき、タイの税務上はファイナンスリースであろうとオペレーティングリースであろうと支払リース料を費用(損金)として扱います。結果、近年はこのギャップを利用した節税商品的なものも出ていようで、相談を受けることが時々出てきました。

以下、実例でどういうしくみを簡単に解説してみましょう。本当はリース金利があるのですが、説明を簡略化するため金利や VAT は考慮外とします。(本質的な部分に変更はありませんが、金利差で効果が逆転する可能性はあります。また、これをベースにしてキャッシュフローをいじったものもあります。)

(例) 購入価格(公正価値) 9,000 経済的耐用年数 5 年の固定資産について、3 年間の借入金で購入する場合と 3 年間のリースを組む場合を考えます。(リースは、元金均等払、ほとんど残価0で選択購入権あり)

[Case 1] 借入金で購入:この場合は、会計と税務は一致します。また、借入金の返済は税務計算には影響しません。

年度	会計上の費用計上額	税務上の損金算入額
X1 年	1,800	1,800
X2 年	1,800	1,800
X3 年	1,800	1,800
X4 年	1,800	1,800
X5 年	1,800	1,800

[Case 2] リースで購入: この場合、会計は 5 年償却、税務はリース料が損金算入となります。

年度	会計上の費用計上額	税務上の損金算入額
X1 年	1,800	3,000
X2 年	1,800	3,000
X3 年	1,800	3,000
X4 年	1,800	0
X5 年	1,800	0

両者を比較すると、X1 年目から X3 年目まで、税務上の損金算入額が、各年度、借入金のケース 1,800 に対してリースのケース 3,000 と膨らみます。差額 1,200 の 30% の 360 の節税効果が毎年、生じます。なお、X4 年から X5 年は逆に各年 540 税金が増加します。トータルで払う税金は同じですので、効果としては加速償却としての意味を持つということだと思います。固定資産の減価償却に用いる経済的耐用年数とリース期間のギャップが大きければ大きいほど効果が大きくなります。

このような節税効果も考慮して、借入金でなくリースを組むことはそんなに悪いことではありません。ただ、時々、極端な事例を見かけます。経済的耐用年数 20 年に対して、リース期間 5 年等、表面の規則上は可能ですが、これを強行すると、例えば以下のような理屈を税務署に主張されかねません。(念のため、具体的な事例があったわけではありません。)

「税務上は資産の賃貸料として取り扱うので、税務署は当該リース料を賃貸料として市場価格を査定することができる。査定した市場価格を越える部分は、損金不参入とする。」

あくまでも、設備投資の回収期間やキャッシュフローを主として検討しましょう、節税効果は副次的に考慮、検討してください、ということであって、それ自身を目的としたみえみえのスキームは、調査官の裁量権の大きいタイでは非常に危険だと思います。

効果を知って、かつ、ほどほどに、かしこくリースを利用しましょう。(^^) そうしないと最終的には規則を改正して税務を会計と同じにする等、自分たちの首を絞めることになりかねません。

。。。Bookkeeperのつぶやき。。。



日本人の増員を考えていて、リクルート会社にも求人依頼をかけています。が、なかなかタイ在住で若手で修行してもよいという経理人材はいないですね。。。そもそもそういう人はタイに来ないですね。経理という分野は特に内こもり現象が顕著です。(^^)
今のところ、時間的には、まだ、自分で対応可能な仕事量と思いますが、マンネリ回避のため新規業務を考えたり、実行する時間が欲しいなあと思うようになりました。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第15回 会計税務問答集 - 駐在員給与 -

ここ数ヶ月、タイでの景気の回復や急激な円高進行もあり、新規進出企業の相談が非常に多いです。あらかた進出するべき日系企業は進出してしまい、もうタイへ新たに進出する企業はないのではないか等と数年前まで思っていたものですが、全く見立てを間違えていました。最近では、まだ、こんなに未進出企業があったんだと少し驚いています。反面、日本で産業の空洞化がますます進行し、日本での雇用機会がますます減少していると報じられていることは非常に残念です。ただ、別の見方をすれば、内こもり傾向強い一般日本人が外国に目を向ける良い機会かもしれません。なかなか重い腰は上がらないと思いますが、この流れが現実のものとなれば、今回のテーマである駐在員という本社からの社員を派遣する制度もコスト節約の流れの中でいずれは大幅縮小ということになるでしょう。実際、大手の中にはその方向で動いている会社も結構あります。ここで書いても詮無いことながら、是非、日本人、特に若い人に視野を海外に向けて欲しいなと思います。

少し先走りました。当然、実態はそこまで行っていません。今回、進出している企業には、今まで海外事業を経験したことがない企業が多く含まれており、必然的に派遣する駐在員の給与をどのように決めたらよいのかという相談が非常に多いです。

最終的な数値は、企業独自に決めるべきものなのですが、本稿では抑えるべき基本を説明したいと思います。そうしないと企業自身は意識していなくても、あたかも駐在員を騙すような形になりますし、仮に赴任できたとしても、いずれ駐在員の退職を招いたり、駐在員の交代要員も探すことが困難になる可能性があります。

このような海外未経験の会社に説明をしていて非常に理解してもらうのが困難なのが、なぜ個人所得税を会社が払わなくてはいけないのかということです。以前は、安直に会議で個人所得税は個人負担か、会社負担かを尋ねていましたが、すごく怪訝な顔をされたのを憶えています。当然、日本で日本人は個人所得税を個人で負担して支払うので、この反応は当然といえば当然ですね。最近、ある駐在員の方が本社管理部への説明に失敗し、会社が負担した過去の個人所得税を会社に返金するようにいわれて、慌てたという話を聞きました。海外で仕事をしたことのない人たちであれば当然の発想だと思います。なぜ、会社が支払うことになるのかを例で以下説明します。(全部円貨表示します。)

日本での年間給与総額が6百万円(非課税通勤費や議論のある社会保険は除く)だったとします。まず、日本の税法に従って、基礎控除や経費控除で約210万円くらいが控除され、390万円くらいが課税対象となる所得です。税率表にあてはめると35万円くらいの個人所得税を計算できます。最初の6百万をベースにすると6%程度です。結果として6百万円-35万円の565万円が年間の手取りとして残ります。ここで見方の転換が必要ですが、実は565万円の手取り給与を基準と考えたときには35万円というのは会社が支払っているし会社が負担しているように見えます。特に565万円から税金が控除されているわけではありません。要するに日本にいたとしても手取りを基本に個人所得税を外に出すと、税金は会社が負担しているように見えるのです。

一方、タイではどうでしょうか。給与総額6百万に対して、タイの税法に従って、本人控除や経費控除で

3 万円が控除され、597 万円が課税対象となる金額です。これを税率表にあてはめると約 130 万円の税金です。結果として 6 百万円-130 万円の 470 万円が年間の手取りとして残ります。

両者を比較すると差は歴然であり、このままでは誰もタイに赴任したくないと思います。公平に考えるのであれば税金分手取りを増やして 565 万円にしてあげることです。この時点で手取り 565 万円に対し、税金 130 万円で総額 695 万円になります。ところが、差額の 565 万-470 万円 = 95 万円を会社が負担すると、その 95 万円に対しても 29 万円の個人所得税がかかり、それを会社が負担するとさらにそれに税金がかかります。これをタックスオンタックスと呼んでいます。計算としてはこの方法では手間がかかるため負担するべき差額を計算するため手取りから税金を直接逆算する方法が取られます。ここからが、重要ですが、手取りを基礎とすると、さきほどの見方と同じように見えます。すなわち、税金は会社が負担しているかのように見えるのです。しかもタックスオンタックスの結果、総支給額は、当初の 6 百万円を大幅に超過することになります。

結論として、上記を加味して、税金は会社負担で、本人手取支給額は以下のように定めるのが一般的です。

日本で勤務した場合の手取金額 (日本での総支給 - 日本での所得税) + タイでの住居費 ± 海外勤務調整額

- ※ 1 手取金額はタイで受け取るパート給与と日本で受け取る円給与に分割するのが通例で、円貨からパート給与への換算は、定期的(年 1 回、半年に 1 回等)に行います。
- ※ 2 住居費はタイと日本の格差や日本での社宅供与の状況等を加味して手取りとは別に支給するのが一般的です。
- ※ 3 海外勤務調整額はタイと日本の物価格差や現地での業務困難度(ハードシップ)を加味して決定します。

Bookkeeperのつぶやき。。。



まだ、勤務開始していませんが、日本人でないものの、ようやく 1 人採用が決まりました。過去の経験上 1-2 年は戦力にならないと思いますが、徐々に実務を覚えていってくれればと思います。大手ではコーディネーションや翻訳がメインの仕事ですが、弊社ではそうはいきません。微細な実務を知っていて何ぼの世界です。実務を是非やりたいということなので、頑張って長く勤めて欲しいものです。いずれはこのつぶやきも担当してもらおうかしらなどと思ったりしています。(^^)



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co., Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第16回 会計税務問答集 - タイの会計基準 -

ここ数ヶ月、「タイの会計基準が IFRS になるが、その影響は？」等のかなり粗い照会が増えてきました。ある意味、間違えてはいませんが、あまりに粗く、正確性にかかる表現です。従前から、タイの会計基準を、タイ語に翻訳した IFRS に置き換えようとするべく、会計職連盟 (FAP) が活動しており、今更、目新しい動きではありません。ただ、IFRS 自身の大規模な改定が 2007 年前後に行われており、タイ語への翻訳の関係で、当該改訂版の導入が 2011 年に集中しているということだけです。FAP のホームページによれば、以下のような状況です。(2010 年 9 月末現在とのことです。)

号数	旧号数	タイトル	2010年9月末 現在有効な基準の 適用開始事業年度	更新情報	非公開会 社 適用除外
<タイ国会計基準>					
1	35	財務諸表の表示	2008/1/1	2011/1/1	
2	31	棚卸資産	2008/1/1	2011/1/1	
7	25	キャッシュ・フロー計算書	2008/1/1	2011/1/1	x
8	39	会計方針、会計見積りの変更及び誤謬	2008/1/1	2011/1/1	
10	52	後発事象	2005/1/1	2011/1/1	
11	49	工事契約	2008/1/1	2011/1/1	
12	56	法人所得税	na	2013/1/1(新基準)	
14	50	セグメント別財務情報報告	2000/1/1		
16	32	有形固定資産	2000/1/1	2011/1/1	
17	29	リース	2008/1/1	2011/1/1	
18	37	収益	2000/1/1	2011/1/1	
19		従業員給付	na	2011/1/1(新基準)	x
20	55	政府補助金の会計及び政府援助の開示	2004/1/1	2013/1/1	
21	30	外国為替レート変動の影響	2000/1/1	2011/1/1	
23	33	借入費用	2008/1/1	2011/1/1	
24	47	特別利害関係取引の開示	na	2011/1/1(新基準)	x
26		退職給付制度の会計及び報告	na	2011/1/1(新基準)	x
27	44	連結財務諸表および子会社投資の会計	2007/1/1	2011/1/1	x
28	45	関係会社投資	2007/1/1	2011/1/1	x
29		超インフレーション経済下における財務報告	na	2011/5/26(新基準)	
31	46	ジョイントベンチャーに対する持分	2007/1/1	2011/1/1	x
33	38	一株あたり利益	2010/5/26	2011/1/1	
34	41	期中財務諸表	2008/1/1	2011/1/1	
36	36	資産の減損	2009/1/1	2011/1/1	x
37	53	引当金、偶発債務及び偶発資産	2005/1/1	2011/1/1	
38	51	無形資産	2008/1/1	2011/1/1	

号数	旧号数	タイトル	2010年9月末 現在有効な基準の 適用開始事業年度	更新情報	非公開会 社 適用除外
39		金融商品の認識及び測定	na	ドラフトは完成したが、 IASとの整合性を確認中	
40		投資不動産	2011/1/1	2011/1/1	
41	57	農業	na	実務への影響を考慮し ドラフトを検討中	
<タイ国財務報告基準>					
1		国際財務報告基準の適用初年度	na	ドラフトをレビュー中	
2		株式報酬	na	2011/1/1(新基準)	x
3	43	企業結合	2008/1/1	2011/1/1	
4		保険契約	na	TAS39号の完成後、 整合性を取る予定	
5		売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業	2009/1/1	2011/1/1	
6		鉱物資源の探査及び評価	na	2011/1/1(新基準)	
7		金融商品の表示と開示	na	ドラフトは完成したが、 IASとの整合性を確認中	

ということで、以下、思いつくままに影響を書いてみます。

- 多くの会計基準が 2011 年に改定されますが、在タイ日系企業に与える影響は軽微と思われます。(言い切ってしまうのもちょっと大胆ですが、、、) その多くが、文言の整合性、翻訳の不備の修正であり、実質的にはほとんど会計処理実務に影響を与えないと思われるからです。四半期決算を公表しているタイの公開企業数社の財務諸表注記を見ましたが、影響軽微としているところがすべてでした。(本月報「カレントピックス 4. タイ国会計基準の法的拘束力についての近況報告」を合わせてご覧ください。)
- TAS1 号によれば、主要財務諸表の名前が変更になります。貸借対照表は、財政状態計算書(Statement of Financial Position)に、損益計算書は、包括利益計算書(Statement of Comprehensive Income)となります。包括利益計算書は何かと新聞で話題になっていますが、タイに関しては上記に見られるように金融商品会計基準は保留の状態であり、いわゆる持株株の益だしといった日本固有の特殊な慣行も考えづらいので、名称変更のみの影響と思います。いわゆる「その他包括利益」に入る項目もほとんど無いものと思います。以下、自分の調査能力不足の部分ですが、従来、財務諸表を商務省に提出するにあたっては商務省様式というものをうけてきた経緯があり、当該商務省様式も今後変更もしくは廃止となるのか留意が必要です。(ただ、いずれにしても表示の問題です。)
- 従来、非公開会社に対して適用が除外される基準がありました。これら基準が、引き続き適用除外となるかどうか、会計職連盟が現在検討中のようです。(本月報「カレントピックス 4. タイ国会計基準の法的拘束力についての近況報告」を合わせてご覧ください。)
- 19 号従業員給付には退職給付会計や有給休暇引当金等の会計が含まれます。公開会社はこれらの適用に向けて、現在、保険数理人に退職給付債務計算を依頼する等作業を進めている段階です。一方、非公開会社については、今のところタイだけを考えれば作業不要です。なお、26 号と混同されやすいですが、26 号は退職制度等を外部拠出した場合の、当該制度自身の会計について定めています。

5. 税効果会計について、12号法人所得税で定められていますが、2013年1月1日開始事業年度から適用開始となっています。すでにガゼットは出ているため、2013年が来るのを待つだけです。今のところ、非公開会社も適用となっていますので留意が必要です。個人的には非公開会社に適用するのは実務的に無理のように思われ、従業員給付同様に適用除外とすべきと思いますが、どのような実務判断となるのか注目です。
6. 金融商品関連については、IFRSの中でもっとも難解とされる基準であり、翻訳が難航を極めていようです。有名な言葉ですが、IASBの委員長自ら39号は極めて難解ということ認めています。自分も経験がありますが、理解していないものを翻訳するのは極めて難しいです。その意味で実務への展開は相当遅れるのではと思われます。そうこうしているうちにIAS39号は廃止となりIFRS9が2013年から発効となります。どのように対応するのか注目されます。
7. 以前、シンガポールでIFRSを全面適用した結果、大混乱となった21号ですが、大混乱の要因である「機能通貨」の規定は削除されています。今後も検討する予定はないとのことで、財務諸表は新基準でもすべてタイバーツ表示となります。

監査人はいろいろと2011年新基準の影響についてコメントしてくるかもしれませんが、大きな数値変更コメントの場合、どこが具体的に基準として変更となったのかきちんと一つ一つ把握し、次年度、再修正などということがないようにすることが重要です。さらに2011年については影響少ないかもしれませんが、IFRS自身は、今後、退職給付の見直しやリース会計の見直しに着手する予定ですので留意してください。当然、タイも数年後、後追いつくことになります。(^) ;

。。。Bookkeeperのつぶやき。。。



ついに生涯ベスト更新。80まで来ました。82から2打を縮めるのに5年かかりました。ただ、なんとなくですが、スイング的に破壊されてどうしようもなくなるということも、もはやなさそうです。5年前から今にいたるまで、何回リフレッシュスタートしたことか。。。時々、100は行くかもしれませんが、...(^^;でも、ある程度、スイングが固まり、ポイントも抑えたので、現状までの回復は早そうです。いずれにせよ、ゴルフ始めて10年、ようやく、強兵たちのいる世界の入り口付近です。いざ、偉大な航路へ。(あれ、ONE PIECE !?)



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

こばやし かずまさ
代表 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第17回 会計税務問答集 - TAS16号 第1回-

昨年末、ついに新しい TAS16 号「有形固定資産」が効力を有することとなり、だいぶこの基準についての問い合わせが増えてきました。適用開始は 2011 年 1 月 1 日開始事業年度からということで、今後、さまざまな局面で企業と監査人の協議が行われるものと思います。中には大きな影響を受ける場合もあり、経営者としては、まずは基本的な知識を把握しておくことが重要です。これがないと議論の土俵にすらあがれないこととなってしまいます。今回からメジャーな変更点について解説をくわえてみたいと思います。

(1) 背景

ご存知の方も多いと思いますが、タイの会計基準(TAS)は国際財務報告基準(IFRS)の翻訳がベースです。今回の TAS16 号の改正も 2005 年に IAS16号の改正が行われ、ようやく 6 年遅れで適用が開始になるというものです。IAS16 号の改正が行われた 2005 年は EU 域内上場企業に IFRS の適用が義務付けられた年です。EU 域内強制適用とするにあたっては、EU 当局から IAS に対し多くの見直しの指摘を受けました。この結果、2005 年に多くの既存の IAS の見直しが行われました。ということで 6 年遅れで TAS も多くの既存の基準の見直しが行われたということです。すでに IFRS の方は 2005 年以降も新基準や改正が行われており、更新後の TAS は、必ずしも最新版の IFRS と同じではありません。タイの会計基準が IFRS になると説明する方もおられるようですが、正確には正しく無いと思います。決して IFRS そのものを適用しているということではなく、TAS は 5-6 年遅れて IFRS をフォローしているということです。また、IFRS 上は 2005 年以降、様々な解釈指針(IFRIC)を公表していますが、TAS の方では、今後、公表されるのかどうかも含め不明です。また、現状で IFRIC 自身を参照するべきなのかどうかも明らかになっていません(もしかしたらどこかに書いているのかもしれませんが、、、)。実は IFRIC1 号は、下記に述べる資産除去債務に関するものであり、この指針がないと実務での運用はかなり厳しいのではと思っています。背景はこれくらいにしてトピックを述べていきたいと思います。

(2) 資産除去債務

巷ではこの部分についてあたかも新しい基準であるかのように取り上げられていますが、まずは、該当部分の旧基準と新基準を比較してみましょう。新旧いずれも以下の項目は有形固定資産の取得原価を構成すると定められています。(新基準については日本語訳がないので 2005 年版 IFRS の日本語訳で比較します。以下同じ)

旧基準(旧 TAS32 号)	新基準(IAS16 号)
14 項(e) 資産の撤去、移動および原状回復に関する見積費用	16 項(c) 当該資産項目の解体および除去費用、並びに敷地の原状回復費用で、取得時に、または特定期間に棚卸資産を生産する以外の目的で当該有形固定資産項目を使用した結果生じる当初見積額

あくまでも新旧ともに債務性ある費用(法令や契約上で定められているもの)が対象となります。新基準で何が変更となったのかというと、従来は資産を設置した結果、企業に生じる債務のみが対象であったのに対し、新基準ではそれに加えて資産を使用した結果、生じる債務も含まれるということです(IAS16号IN7参照)。使用した結果、生じる債務というのは、使用による環境汚染等の除去用の費用(法令で義務付けられている)等をさすものといわれています。ということですので、たとえば、賃貸資産の内部造作をしているような場合で契約上賃貸期間終了後に原状回復する義務があるような場合には旧基準によっても新基準によっても計上しなければならなかったことに変更はありません。以下、タイで適用した場合、実務上の想起される問題点を列挙したいと思います。

- ① 上記のとおり、取得時に限った話ですが、旧基準でも資産除去債務は計上する必要があったわけですが、ただ、自分の知る限り、従来、これを計上している会社はタイでないと思います。これを新基準になったから資産除去債務を計上しますということが可能なのでしょうか。計上する場合はどのような扱いにするのか。(リステート? または、過去分は今期一括損益?)
- ② これらは見積りですので、取得後、変動する可能性があります。変動した場合にどのように処理すべきか。実は先に述べたように IFRIC1で処理方法が記載されており、原則、取得原価を修正する必要がある(金利相当分を除く)のですが、タイでは解釈指針がありません。これを参照するべきかどうか。
- ③ これを計上した場合、タイの税法では取得原価算入が認められないと思われます。この場合には減価償却費の2重計算が必要となります。

ということで、出来る限り計上しない方向(特に従来から所有する固定資産)で協議したほうが無難と思います。紙面もつきましたので、そのほかのトピックは次回へとしたいと思います。(´˘`)

。。。Bookkeeperのつぶやき。。。



新年、早々ですが、会計事務所にとっては気の重いシーズンがやってきました。タイの場合には企業の年度決算と個人所得税の申告が重なり、毎年のことながら、ほんとしんどいです。o(´Д`)o アーウー
 昨年は、疲れでゴルフをしばらく休み、断酒をして臨みました。断酒は周りの評判が非常に悪かったので、今回は担当を増員したこともあり平穩に繁忙期が終わってくればよいのですが、、、早くソクランにならないかなあ。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ **小林 一雅** (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第18回 会計税務問答集 - TAS16号 第2回-

昨年末、ついに新しい TAS16 号「有形固定資産」が効力を有することとなり、だいぶこの基準についての問い合わせが増えてきました。と、前回、書いたのですが、その直後に FAP は通達を出し、将来、中小企業向けの会計基準を制定するため、それまでは、非公開株式会社について、この TAS16 号を含んで従来の基準を適用してよいことになりました。「K のつぼ」的にはやられた！ という感じですが、個人的にはあまりに企業の負担が大きく、得るものの少ない、これら新基準を適用することに抵抗があったため、ホッとしております。中小企業向けの会計基準がいつごろ制定されるのか、実際に作業しているのかも含めて情報がありませんが、会計の原点に立ち返り、シンプルでわかりやすい、使い勝手のよい基準にしてほしいと願っています。

といっても、乗りかかった船ですので、このまま TAS16号(新基準)の解説をしたいと思います。大部分の読者はすでに対象外とは思いますが、まともに適用したらこんなに大変ということを知っていただければと思います。

(1) コンポーネントアプローチ

この言葉も新しい TAS16 号を解説するものとして、よく使われる言葉です。英語を使うと新しいロジックのように読めますが、減価償却を計算する単位のことについていっています。どの単位ごとにそれぞれ減価償却をしていくかということについて、従前は、明確な基準はなく、企業の資産管理の必要性や税法等を加味して、各企業が独自に決めていました。これについて新基準では、以下のように定めています。(43 項)

「有形固定資産項目全体の取得原価に関して、重要となる取得原価を持つ資産項目の構成部分について、個別に減価償却しなければならない」

航空機が例としては最適で、状況によっては航空機を機体部分とエンジン部分とにわけて減価償却する場合があると説明されています。製造設備なども一式で減価償却しているような場合には、状況によって個々の構成部分に分離する必要があります。

たいしたことを言っていないように思うかもしれませんが、やっかいなのは、当該構成部分(コンポーネント)ごとに耐用年数を見積り、最適な減価償却方法を定める必要があるということです。新基準適用後は、一式で償却などともない、構成部分ごとに分離するのはもちろん、コンポーネント毎に適切な耐用年数を見積もっていること、減価償却方法が適切であることを文書で残しておく必要があります。(2)で述べる耐用年数の見直しもこのコンポーネントアプローチが前提になります。これをしていないと会計監査等であつまづくことになります。実際、今年、第一四半期から適用となるタイの上場企業は分析を終え、会計監査に備える段階に入っています。

(2) 耐用年数の見直し

耐用年数の定義自身は、新基準でも変更はありません。「企業によって資産が使用されると見込めれる期間」をいいます(生産高比例法を使用する場合を除く)。言葉からわかるように見積りですので見積り誤り等が考えられますが、これについて、従前の基準では、定期的に見直さなければならぬと定めていました。新基準では、「少なくとも各事業年度末には見直さなければならず」と定めており、より繁茂に見直す必要性を定めています。

タイの実務では、表向き、上記定義という経済的耐用年数を使用していることになっていますが、実際上は、ほとんどの会社が税法に定める最短の耐用年数で償却しているものと思います。結果、従前の基準でいうところの「定期的な見直し」は、まったく機能していませんでした。仮に中小企業に新基準が適用となり、厳格化したとしても、恐らく、税法基準に理屈をつける等をして、従前同様、まったく機能しなかったであろうことは容易に推測できます。(税法上、耐用年数の変更は、減価償却方法の変更とみなされ、歳入局長の承認が必要な事項になります。したがって本気で適用すると2重計算となります。基準を真剣に適用したいのであれば、この点の制度の変更検討が必要です。)

なお、耐用年数の変更は、会計上の見積りの変更に該当し、変更年度及び将来年度に対して修正を行います。過去には遡及しませんので留意してください。

ということで、これは適用したら、導入コストや監査人との協議で大変だなということがわかっていただければ、今回はよろしいかと思います。(^^)

。。。Bookkeeperのつぶやき。。。



忙しい、、、です。1日5つも6つもミーティングをこなしていると、頭がしんからポーっとしてきます。物忘れも激しいです。この原稿もすっかり忘れていて、昨日、ふと思い出しました。(^^; ということで、今は日曜日の午後5時、事務所にいます。仕事自身が頭から離れないのであれば、仕事をしてしまえということではありますが、ちょっと悲しい気持ちになります。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th

**Kompass Accounting Co.,Ltd.**

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第19回 会計税務問答集 - 繰越欠損金-

今年度、景気がい会社が多いためか、税務上の繰越欠損金に対する問い合わせが多くなってきました。また、繰越欠損金が多額にある会社は、あいかわらず税務署に目をつけられているケースも多く、これに関連して税務調査の内容説明を求められることが最近増加しています。ただ、説明の中で繰越欠損金の話をすると途端にお客さんの理解力が落ちるのを、よく経験します。概念ではわかっている、基本をわかっていないため数字に落とし込むところで躓いてしまうということなのでしょう。リーマンショック等で過去に損失を抱え、これが繰越欠損金となる(なっている)ケースも多いと思います。今回は例を交えて基本中の基本を解説したいと思います。(BOI プロジェクトに関する欠損金の扱いはもめているところですので、今回は避けます。(´;`))

(1) 繰越欠損金とは

会計上、繰越欠損金、繰越損失、あるいは累積赤字といった言葉を使いますが、これは文字通り、創業以来の過去の赤字の合計額から過去の黒字の合計額を差し引いた差額で、合計の赤字の方が大きい場合に使います。貸借対照表でいうと、株主資本のところの剰余金の欄に記載されています。剰余金の欄がマイナスで表示されている場合には、「累積赤字がある」等と表現します。

ただ、法人税関連で「繰越欠損金」といった場合、会計とは別の意味になります。

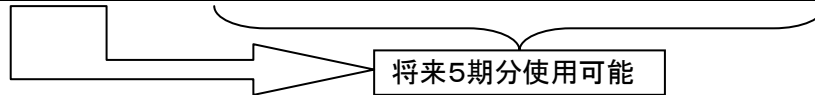
例えば、X1 年に 100 の赤字が出たとします。(実際は税務調整項目がありますが、とりあえず無視します。) X1 年は当然、法人税は 0 です。次に X2 年、業績が回復して 100 の黒字がでたとしたら、普通は、100 に 30% の法人税率を乗じて、法人税は 30 です。X1 年の 100 の赤字は無視です。でも X1 年と X2 年を通算すると損益トントンでこれに基づいて法人税を計算すると 0 になるはずで、先の例と比較して不公平に感じませんか？

この事業年度間の入り繰りによる不公平をある程度緩和しようというのがこの繰越欠損金の制度です。(あくまでも「ある程度」です。その意味を全部読んで後に考えてみてください。) この例でいうと X1 年に 100 の赤字を、将来 X2 年以降に発生する利益と相殺できるようにしようとする制度です。

(2) 繰越欠損金を使用期限

ある年度に出た欠損金を翌年以降の利益と相殺しようとする場合、無制限に利用できるわけではなく有効期限があります。タイの場合は、将来の 5 事業年度です。過去の利益と相殺することはできません。(過去の利益と相殺することを「繰戻」といいますが、タイではこの制度がありません。) これについて数値例をあげるとこんな感じです。(△は損失を表します。)

事業年度	X1	X2	X3	X4	X5	X6	X7
単年度損益(会計)	△ 100	10	10	20	10	20	20
累積損益(会計)	△ 100	△90	△80	△60	△50	△30	△10
繰越欠損金(税務)	△ 100	△90	△80	△60	△50	0 (残切捨)	0



X7 年度には、会計上累積赤字が 10 あるにもかかわらず、税務上の繰越欠損金は期限切れで残高が 0 となり、 $20 \times 30\%$ の 6 の法人税が発生します。事業年度単位ですので、途中で決算期を変更して、1 事業年度が 12 ヶ月未満の変則決算でも 1 事業年度とカウントします。

(3) 繰越欠損金の使用順序

先に発生した欠損金から順に利益(課税所得)に充当していきます。後に発生した欠損金を先に使用したり、今年度不使用で、翌年度使用するというような不規則な使用方法は認められていません。あくまでも先入先出で必ず使用することになります。

創業後間もなければ、税務上の繰越欠損金は、会計上の繰越欠損金の金額とほぼ一致しますが、中長期的には必ずしも一致なくなる可能性があります。そのことを念頭に支払税金の見積もりを行いましょう。

Bookkeeperのつぶやき。。



まずは、東日本大地震の被災者の皆様に心からお見舞い申し上げます。また、1 日も早い復興を祈念申し上げます。この大地震のせいか、または繁忙期がほぼ終了したせいか、どうも気持ちがぼんやりして仕事が手につきません。赤服騒動の時もそうでしたが、自分で出来る限りのことはして、あとは淡々と日々を過ごし、徐々に気持ちの整理をしていきたいと思います。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ **小林 一雅** (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第20回 会計税務問答集 - 個人所得税テーブル -

ようやく個人所得税の繁忙期が終わりました。今年もいろいろありました。(^ ; その紹介は別の機会に譲るとして、最近、日本の税率テーブルとタイの税率テーブルを用いて、税金を比較する面白い相談がありました。実は日本の税率テーブルは、一つの所得に対して単一の税率であるかのように表示されており、タイの税率テーブル(一つの所得をいくつかの階層にわけて複数の税率を適用する)とは異なります。相談された方も誤解していたのですが、下記の様な感じです。

課税所得	税率	控除額
195 万円以下	5%	0 円
195 万円超から 330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円超から 695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円超から 900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円超から 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円超	40%	2,796,000 円

この読み方は、例えば所得控除後の課税所得が 350 万円の場合、3 番目の行の範囲に入るため、税金を $3,500,000 \times 20\% - 427,500 = 272,500$ 円 と計算します。非常に直感的にわかりやすく計算しやすくできています。こういう提供の仕方が日本だなと感じます。なお、所得額が高ければ高いほど税金は高くなるので累進税率と呼ばれています。実はこのテーブルはタイの税率テーブルと同じような形式に変更することができます。

先ほどの例の 350 万円して上記のテーブルをタイ税法的に読む際は、上記テーブルの控除額を無視します。すると、350 万円のうち 195 万円以下の部分: $1,950,000 \times 5\% = 97,500$ 、195 万円から 330 万円の 135 万円: $1,350,000 \times 10\% = 135,000$ 、330 万円から 350 万円までの 20 万円: $200,000 \times 20\% = 40,000$ となり、合計で 272,500 円 で先の結果と同じになります。

そこでふと、タイの税率テーブルも日本の税率テーブルのようにわかりやすく書けるのではないかと、そうすれば、より説明するときに理解しやすくなるのではないかと考えてしまいました。以下やってみました。

(1) タイの税率テーブル(税込総額ベース)

まず、おさらいですが、タイの税率テーブルは以下のように税法には記載されています。

課税所得の範囲	税率
15 万 B 以下	0%
15 万 B 超から 50 万 B 以下	10%
50 万 B 超から 100 万 B 以下	20%
100 万 B 超から 400 万 B 以下	30%
400 万 B 超	37%

読み方ですが、例えば、350 万バーツの所得控除後の課税所得の場合、350 万 B のうち 15 万 B 以下の部分: $150,000 \times 0\% = 0$ 、15 万 B から 50 万 B の 35 万 B: $350,000 \times 10\% = 35,000$ 、50 万 B から 100 万 B までの 50 万 B: $500,000 \times 20\% = 100,000$ 、100 万 B から 350 万 B の 250 万 B: $2,500,000 \times 30\% = 750,000$ となり、合計で 885,000B となります。

これを日本の税法に定める税率テーブルチックに記載すると

課税所得	税率	控除額
15 万 B 以下	0%	0 B
15 万 B 超から 50 万 B 以下	10%	15,000 B
50 万 B 超から 100 万 B 以下	20%	65,000 B
100 万 B 超から 400 万 B 以下	30%	165,000B
400 万 B 超	37%	445,000B

となります。先の例の 350 万 B では、 $3,500,000 \times 30\% - 165,000 = 885,000B$ で同じ結果となり、計算としてはこちらがシンプルでわかりやすいです。転換自身は、数式的に非常に単純ですので、確かめてみてください。ということでタイの個人所得税も累進税率ということがわかると思います。次回、タックスオンタックスのテーブルを転換したものに挑戦したいと思います。(端数がめちゃくちゃ出そうな悪い予感がありますが、、、)

Bookkeeperのつぶやき。。。



ソクランはカオヤイに家族でゴルフをしに行ってきました。高地ですので涼しいことは涼しいのですが、毎日雷雨が来る異常気象。地球はどうしてしまったのでしょうか。ついでに忘れていた鼻がむずむずする感覚。そうです。花粉症(アレルギー性鼻炎)でくしゃみと目のかゆみがとまらなくなっていました。タイには杉が無く、花粉症はないとおもっていたのですが、何かに反応したようです。今度、何に反応しているのか、調べてみようと思います。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第21回 会計税務問答集 - 個人所得税テーブル その2 -

今回は前回に引き続き、見やすい日本的個人所得税テーブルについて書きたいと思います。今回は、タックスオンタックスです。正直なところ、個人所得税の税率の質問で、「段階的テーブルです」と言うと、ポカンとされることが多いので、今回のテーブルで、はっきりと「0 から 37%の累進税率です」と一言で説明して回答を終わることを目指しています。(仕事のツール開発兼用でスイマセン。)

さて、以前、K のつぼで紹介したタックスオンタックスの税率テーブルのおさらいです。こんな感じでした。

手取課税所得の範囲	税率
15 万 B 以下	0%
15 万 B 超から 46 万 5 千 B 以下	10%/90%
46 万 5 千 B 超から 86 万 5 千 B 以下	20%/80%
86 万 5 千 B 超から 296 万 5 千 B 以下	30%/70%
296 万 5 千 B 超	37%/63%

この読み方は、例えば所得控除後の手取の課税所得が 350 万 B の場合、5 番目の行の範囲に入るため、350 万 B のうち 15 万 B 以下の部分: $150,000 \times 0\% = 0$ 、15 万 B から 46.5 万 B の 31.5 万: $315,000 \times 10\% / 90\% = 35,000$ 、46.5 万 B から 86.5 万 B までの 40 万 B: $400,000 \times 20\% / 80\% = 100,000$ 、86.5 万 B から 296.5 万 B の 210 万 B: $2,100,000 \times 30\% / 70\% = 900,000$ 、296.5 万 B 超の 53.5 万 B: $535,000 \times 37\% / 63\% = 314,206.35$ となり、合計で 1,349,206.35B となります。

これはこれで、慣れると所得のうち、最高税率の部分だけ税率をかけて、あとは固定税額を加算すればよいので、計算は速く済むのですが、最高税率部分の所得を引き算で計算する必要があるのと固定税額部分を覚えている必要があるため、面倒といえば面倒です。

それでは、これを日本の税率テーブル的に一つの税率を適用するような形式に直してみたいと思います。こうなります。

手取課税所得	税率	控除額
15 万 B 以下	0%	0 B
15 万 B 超から 46 万 5 千 B 以下	10%/90%	16,666.67 B
46 万 5 千 B 超から 86 万 5 千 B 以下	20%/80%	81,250.00B
86 万 5 千 B 超から 296 万 5 千 B 以下	30%/70%	235,715.29B
296 万 5 千 B 超	37%/63%	706,349.21B

先ほどの例の手取 350 万 B を上記のテーブルにあてはめると、5 番目の行に該当するため、 $3,500,000B \times 37\% / 63\% - 706,349.21B = 1,349,206.35B$ となり、先の結果と一致します。累進税率ですという説明も簡単にできそうです。

ただ、案の定、端数がバリバリに出てしまいました。(^^; これだと暗記は無理ですね。もっとも非常に日本人にはなじみやすいテーブルだと思いますので、ご自身で計算する方は、エクセル等で組んでご利用ください。

昔、前職の時代、タックスオンタックスは、会社が負担した税金の上に税率をかけて税金を計算し、さらにその税金に税率をかけて、、、、ということを税金がほとんど 0 になるまで繰り返し計算するというような覚え方をして、顧客にもそのように説明していました、説明の途中で自分でもわけがわからなくなった記憶があります。その後、連立一次方程式を解く(ホント?)という説明にかわりました。。。昔を思い出すと赤面することは多いですが、徐々に専門家の道具に磨きをかけ、道具をシンプルに使いやすくしていきたいと思います。

Bookkeeperのつぶやき。。。



子供が中学校 3 年生、受験生なので、最近、時々、勉強を教えています。数学はぎりぎりセーフ。ただ、図形の問題は、時々、自分も解けず恥ずかしい思いをします。(スンダイハムズカシイッス) 英語は、発音、アクセントを普段、意識していないので、自信がなくてだめですね。国語は古典や文法が厳しいが、誤魔化して。。。(^^: とりあえず、なんとか父親の面目を保っているのでホッとしています。高校行ったら、もうだめだろうなあ。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fa x: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompasstruemail.co.th